

※本件売買は、愛知県議会の議決が必要となりますので、契約保証金の納付までの間、仮契約を締結します。

県有財産売買仮契約書(案)

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人〔※ 契約者名〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買仮契約を締結する。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛知県条例第29号）第3条の規定に基づく愛知県議会の議決（以下「議決」といい、この契約に係る議案の可決を内容とする議決を指す。）を受け、かつ、本契約書第5条に規定する契約保証金を納付したときは、これを本契約とみなす。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

区分	所在	地番	地目	登記面積 (m ²)	実測面積 (m ²)	主要現況等
土地	弥富市曙一丁目	6番3、 6番4	雑種地	17,557.00	17,557.93	別添（物件調書）のとおり 現況と異なる場合には 現況を優先する。

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

3 乙は、第1項の主要現況等の内容を確認し、了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 売払い価格の額〕円とする。

（地価変動の取り扱い）

第4条 この契約の成立日から、第9条に規定する所有権移転の日までに地価変動があった場合においても、売買代金は変更しない。

（契約保証金）

第5条 乙は、議決後直ちに、契約保証金として金〔※ 売買代金の1割以上〕円を甲に納

付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。
- 4 甲は、乙が第6条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、契約保証金が、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。
- 5 乙が第6条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(売買代金の納入方法)

第6条 乙は、この契約が本契約とみなされた日から15日以内に売買代金を支払わなければならぬ。

- 2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金（現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。）を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第7条 乙は、第3条の売買代金を納期限までに納入しなかったときは、当該売買代金について、納期限の翌日から納入のあった日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(充当の順序)

第8条 甲は、乙が第3条の売買代金及び前条の遅延利息を納入すべき場合において、現実に納入のあった金額が売買代金及び遅延利息の合計額に満たない場合には、遅延利息から充当する。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（第7条の遅延利息を生じた場合は、当該遅延利息を含む。）を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第10条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第11条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売

買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第12条 この仮契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、契約の解除を請求することができる。

また、乙は、この仮契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの仮契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、この仮契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合等)

第13条 乙は、仮契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約解除をすることができない。

2 甲は、売買物件の主要現況等を原因として乙に損害が生じても、一切の責任を負わないものとする。

3 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

4 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(使用等の禁止)

第14条 乙は、この契約が本契約とみなされた日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若

しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (3) 廃棄物処理及び清掃に関する法律の第2章第2節に規定する一般廃棄物処理業、第3章第3節に規定する産業廃棄物処理業及び第3章第4節に規定する特別管理産業廃棄物処理業その他これらに類する業
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第3章第3節に規定する解体業、第3章第4節に規定する破碎業その他これらに類する業
(実地調査等)

第15条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
(違約金)

第16条 乙は、第14条に定める義務に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

- 2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第23条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第19条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日

公正取引委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認め
る場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し
たときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなけれ
ばならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規
定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であ
ることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金
の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金
を連帯して甲に支払わなければならぬ。乙が既に共同企業体を解散しているときは、
代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ
とができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては
非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与
している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又
は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同
じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下
「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又
は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」とい
う。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者
(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」と
いう。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与し

ている法人等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(原状回復及び返還金等)

第22条 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第17条、第18条及び第20条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第17条、第18条及び第20条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第23条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第24条 甲は、第22条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴えの管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

【電子契約の場合】

この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲と乙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 売渡人 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛 知 県

代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

【共有の場合の記入例】

(2者で共有かつ各々の持分割合が1/2の場合)

乙 買受人 ○○市○○町○丁目○番地

(持分1/2)

株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

乙 買受人 住所

氏名

□□市□□町□丁目□番地

(持分1/2)

株式会社 □□

代表取締役 □□ □□ 印

物 件 調 書

所在 地 番	弥富市曙一丁目 6番3、6番4				売 払 い 価 格	126,420,000 円			
住 居 表 示	無		面 積	17,557.93 m ²	地 目	雑種地			
形 状	実測図のとおり	道 路 と の 高 低 差		無					
接面道路の幅員及び構造	西側 町道新輪横断2号線（幅員 12.5m、舗装）								
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域							
	建築基準法	用途地域	一	斜線制限	道路・隣地				
		建ぺい率	60%	日影規制	有				
		容積率	200%	防火地域	建築基準法第22条指定区域				
		高度制限	無						
私道の負担等に関する事項	私道負担	無							
	道路後退	無							
施設整備状況		接面道路配管		事 業 所 名	電 話 番 号				
	電 気	無	—	中部電力パワーグリッド株式会社港営業所	0120-929-309				
	上 水 道	無	—	—	—				
	下 水 道	無	—	—	—				
	都 市 ガ ス	無	—	—	—				
交 通 機 関	バ ス	近鉄名古屋線弥富駅より木曽岬町自主運行バス 「木曽岬干拓口」停留所から南東方約 1.2km・徒歩 15 分							
	鐵 道	近鉄名古屋線弥富駅より南方約 9.2 km・徒歩 115 分							
公共機関 〔物件からの直線距離〕	市役所	弥富市役所	北西方約 7,000m	保育園	栄南保育所	北東方約 2,900m			
	小学校	栄南小学校	北東方約 2,400m	中学校	弥富中学校	北方約 4,800m			
	郵便局	鍋田郵便局	北方約 3,200m	消防署	海部南部消防署	北方約 4,000m			
	医療機関	もりふく病院クリニック	北方約 1,700m	金融機関	中京銀行弥富支店	北方約 6,800m			
参考事項	・本物件は、木曽岬干拓地内において、平成18年から平成27年にかけて約5mの盛土をした区域で、法面及びその周辺の素掘りの水路を含みます。(盛土をした区域の周囲にある、木曽岬干拓地の管理用道路は含みません。)								
	・本物件は、三重県の木曽岬新輪工業団地の東側に隣接し、これまでに資材の運搬通路として利用されたことがあります。								
	・弥富市曙一丁目6番4の土地については、令和5年8月4日に弥富市曙一丁目7番2及び8番2の土地と合筆しています。このため、地積測量図においては、合筆前の地番が記載されています。								
	・盛土の上面の北側境界付近には、盛土造成時の素掘りの水路が残っており、法面に向かって深く削れています。								
	・本物件は、全体的に草が生い茂っており、一部樹木が生えている箇所があります。また、法面の一部は雨水により浸食されています。								

- ・木曽岬干拓地の管理用道路への雨水の流入を防ぐため、法尻の脇には、盛土造成時の素掘りの水路が一部残っています。この水路は、水の流れが途切れしており、雨水が滞留している箇所があります。本物件の買受人が、この水路を埋める場合は、盛土から管理用道路に雨水が流入しないよう、措置を講じてください。

(残置の状況)

- ・法面の周囲には、盛土造成時に設置した土砂流出防止柵の一部が、老朽化した状態で残置されています。また、法面の南東部には、高密度ポリエチレン製の排水管が残置されており、埋設部分が県有地に越境している可能性があります。そのほかにも、同様の排水管が埋設されている可能性があり、さらにそれが県有地に越境している可能性があります。

(用途の制限)

- ・本物件の売買契約が本契約とみなされた日から 10 年を経過するまでの間、以下の用途での利用はできません（契約書第 14 条参照）。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
 - ③廃棄物処理及び清掃に関する法律の第 2 章第 2 節に規定する一般廃棄物処理業、第 3 章第 3 節に規定する産業廃棄物処理業及び第 3 章第 4 節に規定する特別管理産業廃棄物処理業その他これらに類する業
 - ④使用済自動車の再資源化等に関する法律第 3 章第 3 節に規定する解体業、第 3 章第 4 節に規定する破碎業その他これらに類する業

(その他)

- ・愛知県及び弥富市において、道路や上水道、下水道その他の排水設備等の施設整備の計画はありません。
- ・地盤が軟弱であり、平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査によるハザードデータにおいて、液状化の危険度が極めて高い地域に分類されております。
- ・盛土の地盤強度の確認は行っていません。買受人の利用目的に応じて、地盤強度を確認の上、必要な対策を講じる必要があります。なお、参考として、三重県が過去に近隣で行ったボーリング調査の結果（一部抜粋）を別に配布します。
- ・河川及び海に面している木曽岬干拓地の外周堤防は、一級河川木曽川水系鍋田川圏域河川整備計画（愛知県、三重県）、木曽川水系河川整備計画（中部地方整備局）に定めている計画堤防高に対して現状高が不足しており、高潮発生時には越波する可能性があります。また、耐震対策が未実施であるため、大規模地震が発生した場合、沈下等の恐れがあります。
- ・周辺の木曽三川下流部では、過去の公共工事等で不発弾が確認されています。なお、木曽岬干拓地整備時には、不発弾は確認されておりません。
- ・災害に関する区域の指定の状況については以下のとおりです。

造成宅地防災区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
区域外	区域外	一部区域内

- ・水害ハザードマップにおける記載は以下のとおりです。

水害ハザードマップ		
洪水	内水	高潮
浸水想定なし	—	浸水深 1.0m～3.0m 未満

※弥富市においては、内水ハザードマップは作成されておりません。

(現況有姿での引き渡しとなります。)

※ 物件調書は、申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず申込者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

調査時点が特記されていない事項は、令和 6 年 2 月の状況を記載しています。

地 積 測 量 図		地 積 測 量 表	
地 番	7番1, 7番2	土地の所在	弥富市曙一丁目
<p>愛知県弥富市曙一丁目 三重県桑名郡木曽岬町新輪一丁目</p> <p>測量年月日：令和5年7月25日</p> <p>測量多角点(隅点割測法)の名前 011 -05733.324 2級標 金属性 012 -05641.913 2級標 金属性 013 -05146.460 2級標 金属性 014 -05139.768 2級標 金属性</p> <p>記号 境界線の種類 (A) コンクリート杭 (B) 金属プレート (C) プラスチック杭 (D) 刻印 (E) 算出 (F) 既設界標 (G) 新設界標</p>			
地 番	(A) 7-1	地 番	(B) 7-2
NO	X _n	Y _n	X _n (Y _{n+1} -Y _{n-1})
H-5	-105452.225	-37368.974	6127195.061400
K-33	105493.902	-37426.311	5064836.206884
K-34	105496.598	-37425.516	6129170.843952
H-6	-105454.882	-37368.207	5862629.338044
	合 計		2.765
	合 計 面 積		368.493712
	地 積		184.2468560
			184.24 m ²
地 番	(B) 7-2	地 番	(A) 7-1
NO	X _n	Y _n	X _n (Y _{n+1} -Y _{n-1})
4-3-1	-105531.207	-37471.632	5311286.117103
4-6-1	-105533.700	-37476.660	549994.309200
K-34	-105496.598	-37426.316	530935.261002
K-33	-105493.902	-37426.311	5497920.196632
	合 計		63.446
	合 計 面 積		329.256467
	地 積		164.62 m ²
			164.62 m ²
<p>愛知県弥富市曙一丁目 三重県桑名郡木曽岬町新輪一丁目</p> <p>測量年月日：令和5年7月25日</p> <p>測量多角点(隅点割測法)の名前 011 -05733.324 2級標 金属性 012 -05641.913 2級標 金属性 013 -05146.460 2級標 金属性 014 -05139.768 2級標 金属性</p> <p>記号 境界線の種類 (A) コンクリート杭 (B) 金属プレート (C) プラスチック杭 (D) 刻印 (E) 算出 (F) 既設界標 (G) 新設界標</p>			
点 名	X座標	Y座標	備考
新010	103615.925	-36741.137	2級認定登記地點 金属性
新010	-103684.868	-37548.258	2級認定登記地點 金属性
新016	-105151.190	-367398.659	2級認定登記地點 金属性
基 II-1	-104971.320	-36712.468	2級認定登記地點 金属性
基 II-3	-106392.277	-36149.221	2級認定登記地點 金属性
点 名	X座標	Y座標	備考
011	-05733.324	-37403.883	金属性
012	-05641.913	-37433.909	金属性
013	-05146.460	-37031.253	刻印
014	-05139.768	-37041.989	コンクリート杭
作成者	名古屋市港区原町1番4-4号 名古屋市長屋課査士人メイトー 土地家屋調査士 上山善富 (令和5年 7月 27日作成)		
測量年月日	令和5年4月27日		
縮尺	1/2000		

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年8月9日

名古屋法務局沖島支局

登記官印

中野尚幸



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年8月9日

名古屋法務局津島支局

図

地積測量図

地番 8番1, 8番2

土地の所在 弥富市曙一丁目

求積表

地番	(A)8-1	NO		X _n	Y _n	X _{n+1}	Y _{n+1}	距離
H-6	-105454.382	-31368.207		661810.191636		70.848		
K-34	-105496.538	-31425.516		2072690.482086		130.368		
K-35	-105621.348	-31381.854		-3537364.565868		21.932		
K-36	-105642.880	-31392.075		3820997.326720		39.428		
K-37	-105665.918	-31424.023		634205.839386		70.307		
K-3-1	-105731.243	-31388.027		-12334183.883408		112.069		
H-7	-105665.361	-31307.361		-6554276.106975		98.698		
KH-8	-105569.582	-31335.052		5653935.391482		98.992		
KH-7	-105473.522	-31362.818		34956974.621910		19.403		
	合計			-35206.204581				
	合計面積			17603.102295				
	地積			17603.10 m ²				

地番	(B)8-2	NO		X _n	Y _n	X _{n+1}	Y _{n+1}	距離
4-6-1	-105533.700	-31476.640		-157561.814100		142.303		
K-37	-105665.918	-31742.023		8940921.651570		39.428		
K-36	-105642.880	-31739.205		-3820997.326720		21.932		
K-35	-105621.348	-31738.854		3537364.565868		130.368		
K-34	-105496.538	-317425.516		93656915.622888		63.203		
	合計			-15500.603654				
	合計面積			7750.3018270				
	地積			7750.30 m ²				

測量の基準			
測地系	使用点	座標系	備考
世界	永久基準点	7系	
縮尺係数	O. 9.99917		

点名	X座標	Y座標	備考
第209	-03615.325	36741.137	2級固定基準点 金属性標
第210	+03664.858	-37548.258	2級固定基準点 金属性標
第216	-03195.190	-36398.659	2級固定基準点 金属性標
基II-1	-04007.320	-36572.468	2級基準点 金属性標
基II-3	-105892.277	-36149.221	2級基準点 金属性標

測量年月日：令和5年7月25日

記録多角点(集点観測法)の名称

点名	X座標	Y座標	備考
G1	-105733.324	-37403.883	
G12	-105641.313	-37433.909	金属性
G73	-105446.460	-37631.225	鉛印
G14	-105139.768	-37641.988	コンクリート杭

測量年月日：令和5年4月21日

記号	境界線の種類
(a)	コンクリート杭
(b)	金属フレーム
(c)	プラスチック杭
(d)	刻印
(e)	計画
(f)	既設境界標
(g)	新設境界標

作成者	名古屋市港区底木町1番4-4号 土地家屋調査士上山善富 (令和6年7月27日作成)	嘱託者	愛知県知事 大村秀章	縮尺	1/2000
-----	---	-----	------------	----	--------

